県立学校における新型コロナウイルス対応について(初期対応)

(家庭等⇒学校) 児童生徒や教職員の PCR 検査等を受ける情報把握

【県健康医療福祉部医療政策課 感染症対策室】検査実施・情報集約等【保健所】本人への行動履歴の聞き取り・濃厚接触者の特定・検査

【学校】

- ・校内の消毒(学校薬剤師と相談)、生徒等の動線箇所・ 水道・トイレ・手すり・教室等
- ・臨時休業に向けて学校医と相談(緊急連絡を取れるよう体制づくり)
- ・該当生徒等の行動履歴・マスク着用の有無、同じクラス・同じ部活・一緒に登下校等した者・クラス授業担当者等の2週間分の健康観察とマスクの着用状況の把握

陽性の場合・臨時休業の決定

陰性の場合

- *感染者との接触で濃厚接触者となった場合は、2週間の出席停止
- *体調不良で検査を受けた場合は、治癒するまで出席停止

連携·臨時休業相談

臨時休業の相談

【県教育委員会】

【保健体育課】コロナ対策チームと連携・情報収集

【高校教育課】【特別支援教育課】 学校運営上、校務の

【教職員課(健康福利室)】

指導助言

*指導主事等の派遣

または私立学校・園に在籍

幼小中教育課

(077 - 528 - 4662)

連携

市町教育委員会

私学・県立大学振興課(077-528-3271)

子ども・青少年局

(077 - 528 - 3552)

(認定こども園・保育園・放課後児童クラブ)

関係各課に連絡・報告

教育総務課 077-528-4510

⇒ (教育長・教育次長)

(危機管理・広報)

*必要に応じて、知事